

## 蜜蜂の伝染病の検査等の状況等に係るアンケート

令和4年3月 日  
(一社)日本養蜂協会  
〇〇県養蜂協会・組合

蜜蜂の伝染病の検査等については、家畜伝染病予防法の第5条及び第32条(別添参照)に規定されています。都道府県知事は、省令の定めるところにより、監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を、蜜蜂の所有者に対し、受けるべき旨を命ずることができる(第5条)、規則を定め、蜜蜂の県内外の移出入(移動)について、禁止または制限することができる(第32条)、となっています。

また、腐蝕病の検査については、家畜防疫対策要綱に明記されています。

参考 蜜蜂の監視伝染病 下記の5疾病

法定伝染病 法第2条 腐蝕病

届出伝染病 省令第2条 下記の4疾病

パロア症(ミツバチヘギイタダニ)、チョーク病、アカリンダニ症、ノゼマ症

第5条等について、〇〇県がどのような状況等なのかについて、質問します。  
(当てはまるものにチェック(レ)または〇印を入れてください)

### 1 第5条関係

① 蜜蜂の監視伝染病の検査に関して、条例又は規則等を定めていますか？

定めている                      公表済み                      未公表

(具体的な条例、規則、通達等の名称とアクセスできるサイト名等を記入してください)

定めていない

② 蜜蜂の監視伝染病に対する検査を、昨年(2021年)1年間で1回以上実施しましたか？

実施した

実施しなかった

③-(1) ②で実施したと答えた方は、以下の質問にお答えください。

ア 2017～2021年の5年間、毎年検査を実施しましたか？

実施した

実施しなかった